

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、お知らせします。

1 健全化判断比率について

平成19年6月、財政健全化法が制定されたことにより、地方公共団体は毎年度、4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされました。

- ①実質赤字比率 . . . 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計の赤字の程度を見るための指標で、財政運営の深刻度を示します。
- ②連結実質赤字比率 . . . 町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としての赤字の程度を見るための指標で、全体としての運営の深刻度を示します。
- ③実質公債費比率 . . . 一般会計等の借入金の返済額及び公営企業等の会計や近隣市町村との一部事務組合のこれに準じる繰出金、負担金等を含めた額の大きさを見るための指標で、資金繰りの危険度を示します。
- ④将来負担比率 . . . 一般会計等の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を見るための指標で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

☆算定結果

令和5年度決算に係る比率は表のとおりですが、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、一般会計及び特別会計、企業会計のすべての会計で黒字決算であったため、両比率とも該当しませんでした。

健全化判断比率	広尾町 令和5年度決算	財 政 健 全 化 法	
		早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	15.0%	20.0%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.0%	30.0%
実 質 公 債 費 比 率	13.6% (14.5%)	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	21.5% (25.4%)	350.0%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字が発生していないことを示します。
比率の（ ）は前年度数値

2 資金不足比率について

財政健全化法では、水道事業などの公営企業についても資金不足比率について、健全化判断比率と同様に公表することとされました。資金不足比率は公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。広尾町は資金不足を生じている会計はありませんでした。

会 計 区 分	資金不足比率	財政健全化法
		経営健全化基準
港 湾 管 理 特 別 会 計	—	20.0%
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

※ 各会計の資金不足比率の「—」は、資金不足が発生していないことを示します。
※ 令和5年度に簡易水道事業特別会計は地方公営企業法を適用したため水道事業会計に統合され、下水道事業特別会計においても地方公営企業法を適用したため下水道事業会計に移行しました。

健全化判断比率や資金不足比率について

○実質赤字比率 ～ 一般会計等の実質赤字の比率

一般会計など税金を主な収入源とする会計の収支が、赤字なのか黒字なのかを見るための指標です。赤字の時に、赤字額をその市町村にとっての標準的な収入額と比べて、赤字の大きさを見ます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模
例：税、地方交付税、譲与税等

○連結実質赤字比率 ～ 全ての会計の実質赤字の比率

市町村の全ての会計の収支（赤字・黒字）を足しあわせて、市町村トータルとして収支が赤字なのか黒字なのかを見るための指標です。

赤字の時に、赤字額をその市町村にとっての標準的な収入額と比べて赤字の大きさを見ます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率 ～ 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率（3か年平均）

その年度の歳出の中で、過去に行った借金の返済に充てられた額がどの程度の大きさなのかをみる指標です。

典型的な借金である地方債の返済に充てられた額に加え、債務負担行為に基づく支払いなどいわゆる借金的なものが全て含まれます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準じるもの（準元利償還金）

C：AまたはBに充てられる特定財源

D：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

○将来負担比率 ～ 地方債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

その市町村がどの程度将来支払いをすべき借金的なものを背負っているかを見るための指標。借金額をその市町村にとっての標準的な収入額と比べて、借金の大きさを見ます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）

B：Aに充てることができる基金

C：Aに充てることができる特定財源

D：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額

E：標準財政規模

F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

○資金不足比率 ～ 公営企業ごとの資金不足の比率

公営企業として実施している事業ごとに、収支が赤字なのか黒字なのかを見るための指標です。赤字の時に、赤字額を事業規模と比べて、赤字の大きさを見ます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

事業の規模（法適用企業）：営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

財政再生基準・早期健全化基準・経営健全化基準について

○財政再生基準

健全化判断比率が再生基準を超えた場合、その市町村は財政再生計画の策定が義務づけられます。
財政再生計画に対しては国の同意がない場合には、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができません。

○早期健全化基準

健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合、その市町村は財政健全化計画の策定が義務づけられます。
財政健全化計画に対しては国の同意は必要ありません。

○経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、その公営企業会計は経営健全化計画の策定が義務づけられます。
経営健全化計画に対しては国の同意は必要ありません。